

南極地名命名規程の改正について

国立極地研究所

The revision of the Code of Antarctic Geographic Naming enacted
by the Japanese Antarctic Research Expedition Headquarters

National Institute of Polar Research

In the 118th general meeting of the Japanese Antarctic Research Expedition Headquarters held on 22 June 2001, a proposal to revise the Code of Antarctic Geographic Naming was discussed, and it was approved.

2001年6月22日に開催された第118回南極地域観測統合推進本部総会において、南極地名命名規程の改正案が審議され、承認された。

SCAR（南極研究科学委員会）は、南極地名の取り扱いと命名について国際的な整合性を図るため、「1地形1地名」の原則を目指した地名命名規則のガイドラインを検討してきた。地名には政治的な背景もあって、重複する既存の地名を統合することは、現実にはほとんど不可能で、この点で各国の合意を得るには至っていない。しかし、「1地形1地名」を原則とするガイドライン案は、今後の地名命名に際しては尊重されるべきであるとの南極地域観測統合推進本部の意を受けて、国立極地研究所では南極地名委員会で地名命名規定の改正案を作成、上記本部総会に上程し、この度の南極地名命名規程改正の運びとなった。

改正された南極地名命名規程を以下に掲載するが、改正の要点は次の2点である。なお、従来は南極地名命名規定とされていたが、規程に改められた。

1) これまでの規定では、地名には「ローマ字表記、英訳名をつけること」となっていたが、今後は英訳名をつけないことになった。これは、「ローマ字を常用語としない国が命名した地名にはローマ字に翻字した表記を付す。ただし、山、島などの地形の属性を示す部分を含めて一切の翻訳表記をしない」とするガイドライン案に準じた改正である。また、ローマ字表記の方法については、「南極地名委員会において別途定める」ことになった。インターネットによる情報伝達がよく普通に行われるようになった現状をふまえて、原音に近い発音をされやすく、かつ電子ファイルでは文字化けする特殊文字や記号を用いない表記法を採用することになると予想される。

2) これまでの規定は、地形を規模によって、第1級、第2級、第3級に分類していた。例えば、大山脈は1級で、大山脈を除く山脈は2級であったが、どの規模なら大山脈なのか、基準を明確にできるものではない。このような階級分類は国際的には行われていないので、階級の分類は廃止された。また、これに関連して、「第1級、第3級の地形には、人名をつけない」としていた、人名の地名への、地形の規模による採用制限は撤廃された。

南 極 地 名 命 名 規 程

昭和 36 年 10 月 13 日 南極地域観測統合推進本部決定

最 終 改 訂 平成 13 年 6 月 22 日

第 1 趣旨

この規程は、南極において地名が南極地域の地図作成および観測・調査上必要であることから、地形等に対して地名命名が適正に行なわれることを目的として定めるものである。

第 2 命名の対象となる地形等

この規程により命名の対象となる地形等は、南緯 60 度以南の地域にあり、すでに外国によって命名され、かつ国際的に発表または使用されているものを除き、我が国の南極地域観測事業において発見されまたは調査された地形および行動上あるいは測地学上の重要地点等とする。

第 3 地名命名者

- 1 地名は南極地域観測統合推進本部が命名する。
- 2 命名すべき地名の原案は、国立極地研究所が作成する。
- 3 命名すべき地名の原案を作成するため、国立極地研究所に南極地名委員会を置く。

第 4 地名命名の一般原則

- 1 地形等に人名をつけるのは、次の場合に限る。なお、現存する人の名をつけるときは事前に本人の了承をうること。
 - (1) 南極観測または研究に特別な功績のあった人を記念し顕彰する場合。
 - (2) 南極観測に参加した観測隊員ならびに乗組員等の人名をつける場合。
- 2 人名以外の地名は、次の例による。
 - (1) 地形等を特に記述するような名。
 - (2) 形状・印象等に基づいて自然発生的につけられる名。
 - (3) 南極で活動した船舶・航空機等の名。
 - (4) その他適当と認められる名。
- 3 次のような命名は行なわない。
 - (1) すでに命名されている地名と紛らわしいもの。
 - (2) その意味があいまいな名。

- (3) 同一人物の名を、同一種類の地形に2回以上使用すること。
- (4) 国際的に不適当とされている次のような命名。
 - ① 親族関係や友情などの故に提案された名。
 - ② 資金、装備、物資の寄付者の名で、これに便乗して商業上の利益を得ようとしているおそれのあるもの。
 - ③ 製品、愛がん動物等の名。
 - ④ 二つの属性名をもつ名。
 - ⑤ 省略名を含む名。

第5 地名の用語・用字と表記法

- 1 用語・用字は「常用漢字表」「現代かなづかい」「送りがなのつけ方」「外来語の表記」に準拠するよう努めること。
- 2 地名命名に際しては、ふりがな、ローマ字表記をつけること。ローマ字表記の方法については南極地名委員会において別途定める。

第6 事務的処理

- 1 地名を命名したときは、外務省・日本学術会議・国立極地研究所・国土地理院・海上保安庁・その他の関係機関に、その旨通知する。
- 2 国立極地研究所は南極地名台帳に記載するとともに、「南極資料」に掲載し公表する。
- 3 国際的な連絡については、外務省が関係諸外国政府に対して行なう。